

東日本理工科系大学体操競技連盟 規約

第1章 名称および事務局

第1条 本連盟は東日本理工科系大学体操競技連盟と称する

第2条 本連盟の事務局は原則として理事長の所在地におく

第2章 目的・組織および事業

第3条 本連盟は東日本（関東甲信越地方、東北地方、北海道）における理工科系大学及び短期大学に所属する学生の体操競技の普及・発展、競技力の向上を図ることを目的とする

第4条 本連盟は本連盟に加盟、関係する団体をもって組織する

第5条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 体操競技選手権大会を年1回開催する
- (2) 本連盟の主催・主管・共催する会の運営および協力
- (3) 役員会及び理事会を開催する
- (4) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第3章 役員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 10-15名
- (5) 監事 1名
- (6) 名誉会長 若干名
- (7) 顧問 制限なし

第7条 本連盟の理事は本連盟に加盟する団体の中から推薦し、会長の承認を得る。

会長、副会長、理事長は理事の互選により選出し理事会の承認を得る。監事は理事会で互選し会長が任命する

- (1) 会長は連盟を代表し業務全般を統括する
- (2) 副会長は会長を補佐し業務の運営を統括するとともに、会長が職務を遂行できない場合はその職務を代行する
- (3) 理事長は理事会の議長を務め、連盟の業務を掌理するとともに会計業務も統括する

- (4) 理事は理事会を組織し本連盟の運営、体操競技選手権大会等に必要な事項および本連盟の業務を検討、決議し執行する
- (5) 監事は本連盟の業務、会計を監査する
- (6) 役員任期は2年とし再任は妨げない。補充役員任期は前任者または現任者の在任期間とする

- 第8条 本会に名誉会長、顧問を置くことができる
- 2 名誉会長は役員会で推挙し会長が委嘱する
 - 3 顧問は必要に応じて理事会にて推薦し会長がこれを委嘱する
 - 4 顧問は本会の重要事項について会長の諮問に応じる

第4章 会 議

- 第9条 本連盟に役員会を置く
役員会のメンバーは会長、副会長、理事長とする
- 第10条 役員会は会長が招集し、予算・決算・事業その他重要事項を審議する
- 第11条 本連盟に理事会を置く
- 第12条 理事会は会長に諮り理事長が招集し、本会の会務を審議処理する
- 第13条 本連盟には必要に応じ専門委員会をおくことができる
- 第14条 各会議は会議構成員の1/2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意により決定する。ただし欠席の場合は委任状の提出で票決とする。賛否同数の場合には会長がキャスティングボードを担う
- 第15条 本連盟において緊急の事案が発生した場合には、理事会の議を経ず役員会で議決することができる

第5章 付 則

- 第16条 規約の変更は役員会で検討し理事会に提示し承認を得る
- 第17条 本会への加盟は東日本の大学と短期大学が加盟できる
ただし、本連盟の主催する選手権大会に継続して参加できる大学と短期大学に限る
また、加盟の承認については、理事からの推薦、または大学・短期大学からの申請により役員会で承認された場合に限る
体操競技大会は合計4回まで出場することができる
大学院生であっても4回を超えなければ出場することができる。
- 第18条 理工系大学の定義は大学名に理工科系と称することに限定していない
本連盟の目的は実験・実習などにより練習の時間が十分に取りにくい学生の活躍の機会を提供することとしているので、学部としていわゆる理系である理学部、工学部をはじめ、農学部、生命科学部、医学部、歯学部、薬学部、

医療学部、看護学部などが広く含まれる。

他の学部においてこの基準に該当すると考えられる場合には本会に申請し役員会の承認を得ることで加盟することができる

1・2 年次において実験・実習がなかったとしても前述の学部に所属している場合には体操競技選手権大会に出場することができる。

2023 年 4 月 1 日 改正施行

東日本理工科系大学体操競技連盟 内規

内規1 功労賞等表彰規定

第1条 長年にわたり東日本理工科系大学体操競技連盟の発展に尽くし、著しく功績のあった者に対して「功労賞」を贈ることができる

(1) 功労賞：表彰状及び記念品と表彰式に出席のための旅費の支弁

第2条 本連盟の理事会で承認された後に本連盟の会長から当該者に贈られる。

第3条 特殊な事情がある場合には、理事会の議を経て本連盟の会長から特別な賞を贈ることができる

2023年4月1日 施行